

せいかつほご

生活保護のしおり

もくじ
目次

1 生活保護とは	2
2 生活保護の目的	2
3 生活保護を受けるにあたって	3
4 扶養義務者の扶養について	3
5 生活保護のしくみと種類	4
6 手続きの流れ (CW: ケースワーカーとは)	5
7 権利と義務	6
8 生活保護費の受け取り方	6
9 医療にかかるとき	7
10 生活保護費の返還	8
(参考) 生活保護関連法令の抜粋	9

1 せいかつほご 生活保護とは

健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を支援します。
病気や高齢のため働くなくなるなど、自分たちで努力しても生活に困ることがあります。生活保護は、そのようなときでも最低限度の生活を送れるように、暮らしに必要なお金や医療などを給付し、自立を支援する制度です。

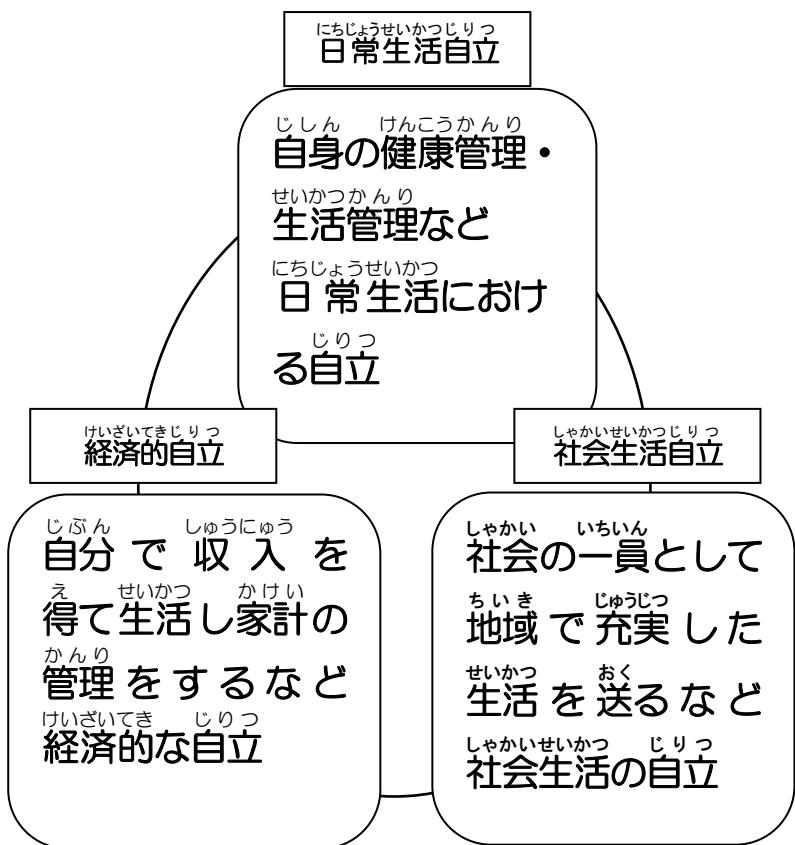
この制度は憲法に基づく国民の権利です。要件を満たす限り、だれも平等に受けることができます。ただし、暴力団員は生活保護を受けることができません。また、外国籍の方は在留資格によって、生活保護に準じた援助が受けられる場合もあります。

2 せいかつほご もくてき 生活保護の目的

生活保護は、資産や能力を活用しても生活に困る方に、その状態に応じて必要な保護を行います。また自分の力やほかの方法で「自立した生活」（右図の3つの自立を参照）が送れるよう支援します。



3つの自立



3 生活保護を受けるにあたって

生活保護は※世帯を単位に決定します。生活保護を受けるためには、世帯員すべての収入・資産・能力・そのほかの制度をまず活用することが要件です。それでも最低限度の生活費が足りない場合に受けられます。
※住民票では別世帯でも、居住と生計をともにしていれば同一世帯とみなします。

住むところがない人でも申請できます。

まずは、現在いる場所のお近くの福祉事務所へご相談ください。

資産の活用

資産とは預貯金・不動産・生命保険・自動車・バイク・株式などです。ただし、例外もありますので、ご相談ください。

能力の活用

健康状態や能力に応じて働いてください。
保護受給中の求職活動については専門員が支援いたします。

ほかの制度の活用

社会保険・各種年金・各種手当などの公的な制度が活用できる場合は、それらを優先していただきます。

4 扶養義務者の扶養について

親・子・兄弟姉妹などの民法上の扶養義務者の扶養は、生活保護に優先されます。そのため、扶養義務者との交流はあるか、金銭的な扶養や(※)精神的な支援が期待できるなどを相談時に聞き取ります。それを踏まえ、文書による照会などを扶養義務者に行なうことがあります。

ただし、DVや虐待・長期にわたって連絡を取っていない場合など特別な事情があると認められる場合は、照会を控えることがあります。他にも、照会を望まない特別な事情がある方は、ご相談ください。

なお、扶養義務者の扶養や支援にかかわらず、生活保護は受けることができます。

(※)精神的な支援：訪問・電話・手紙のやり取りなど

5 生活保護のしくみと種類

保護費の決め方

保護費は国の決めた 最低生活費(保護基準ともいう)と同居の世帯員全員の収入をくらべて、収入が最低生活費に満たない場合に、その不足分が支給されます。

〈保護になる場合〉



収入が最低生活費に満たない場合、
その不足分の保護費が受けられます。

〈保護にならない場合〉



収入が最低生活費をこえる場合、
保護は受けられません。

※収入とは、(注)働いて得た収入、年金、手当、借入金や仕送り(親族・知人からの金銭的な支援)などの合計です。

(注)働いて得た収入：一定の控除や必要経費をさし引いたものをいいます。

■保護の種類

生活保護には次の8種類の扶助があり、国の定めた基準により、世帯が生活していくうえで、必要に応じて受けることができます。

1. **生活扶助**—食べるもの・着るもの・光熱水費など日常の暮らしの費用

2. **住宅扶助**—家賃・地代などの住宅の費用および住宅更新料、敷金礼金等

※住宅扶助の基準額より高額な住居(家賃)にお住まいの場合、

生活保護受給後に原則転居となります。

3. **教育扶助**—義務教育に必要な費用(給食費・教材費など)

4. **介護扶助**—介護保険サービスの費用

5. **医療扶助**—ケガや病気の治療のための医療費や通院交通費など

6. **出産扶助**—出産をするための費用

※妊娠がわかったら、すぐ担当のケースワーカーへ相談してください。

7. **生業扶助**—就労のため、技能や資格をとるのにかかる費用や、高等学校などの就学費用

8. **葬祭扶助**—葬儀にかかる費用

6 手続きの流れ (CW:ケースワーカーとは)

せいかつほ ごかいし

なが

■生活保護開始までの流れ

①から④の流れに沿って説明します。

①

相談



まずはお住まいの地域の福祉事務所に、お困りの内容をご相談ください。電話でのご相談もできます。今の生活の困り事や資産の状況など相談員がお聞きします。その際、生活保護制度について詳しくご説明するとともに、他の社会保障制度についてもご案内します。

②

申請



生活保護を申請する方は、申請書類を提出してください。必要な書類が揃っていないなくても申請はできます。申請はご本人の意思によりますが、何らかの事情でご本人が申請できない場合、ご本人と同じ世帯の方、扶養義務者（親・兄弟姉妹・子どもなど）、同居親族、成年後見人の方が代理で申請することができます。

また資産状況を確認できる書類やその他調査に必要な書類も提出してください。

③

調査



生活保護の申請をすると、担当の（※）ケースワーカー（地区担当員）が生活状況、資産状況などを調査します。調査の結果、生活保護が受けられるかどうかを決定します。

（※）ケースワーカー：生活保護を受けている間、相談の窓口となる担当者です。秘密は固く守りますので、何でも遠慮なくご相談ください。また、定期的な家庭訪問により生活状況などを正しく把握し、適正な保護や自立支援に役立てています。ご協力ください。

■調査内容：生活歴、婚姻歴、職歴、病歴、親族、収入、預貯金、不動産・保険などの資産、年金・手当など社会保障給付、就労の可能性及び扶養に関する調査など

④

決定

生活保護が決定したら、保護費の支給が始まります。あわせて、ケースワーカーによる自立に向けた支援が開始します。

■保護の決定

生活保護が受けられるかどうかについては、保護申請から、14日以内（特別な場合は30日以内）に決定して、文書で通知します。

※生活保護の決定の内容に不服があるときは、その決定を知った日の翌日から起算して、3ヶ月以内に都知事に対して、審査請求することができます。

7 権利と義務

■生活保護を受ける方の権利

- 要件を満たせば、すべての方が平等に生活保護を利用できます。
- 法律で決められていること以外の理由で、保護を止められたり、保護の金額を変更されることはできません。
- 生活保護により支給されたものに対して、税金をかけられたり、差し押さえられることはできません。また、生活保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。
- 申請により、国民年金の保険料や、住民税・固定資産税などの減免が受けられます。
申請方法は担当のケースワーカーへご相談ください。

■生活保護を受ける方の義務

- ★勤労等、生活上の義務 <生活保護法第60条>
 - 働くことができる人は能力に応じて働くなど、生活の維持向上に努めてください。
 - 病気などで働けない人は、医師の指示に従って、治療を受け、健康の保持・増進に努めてください。
 - 支出の節約を図り、保護費は計画的に使ってください。
- ★届け出の義務 <生活保護法第61条>
 - 世帯状況が変わったとき（引っ越しや入退院、死亡など）
 - 収入（給与や手当、仕送り、保険金など）又は借入金など手持ち金が増えたとき。
 - その他、生活の上で変わったことがあるときは、速やかに福祉事務所へ届け出してください。
- ★指示に従う義務 <生活保護法第62条>
 - ケースワーカーから生活の維持向上のために必要な指導・指示があった場合は、従ってください。指示に従わない場合には、保護の変更、停止又は廃止になる場合があります。

8 保護費の受け取り方

保護費は、通常毎月3日以降、届け出があった銀行か福祉事務所で受け取ることができます。福祉事務所で受け取るときは、朱肉を使う印かんを持ってお越しください。

9 医療にかかるとき

まず事前にご相談を

保護を受けている間は、国民健康保険、後期高齢者医療から脱退するので、これらの保険証は使えません。また、一部の医療証も使えなくなります。

受診前にケースワーカーに相談し、「医療券」の発行を受けてください。

受診時には「医療券」を医療機関の窓口に提出してください。

窓口で負担する医療費は原則としてありません。ただし、収入に応じて自己負担金が生じる場合があります。

会社の健康保険証がある方

「医療券」と保険証と一緒に窓口
だ
に出してください。

きゅうじつ やかんしんりょう
休日・夜間診療

「医療券」を持たずに緊急で休日
夜間などに医療機関を受診した
場合、後日速やかにケースワーカー
に連絡してください。

受診時に注意すべきこと

生活保護法の指定医療機関を受診してください。なお特別な事情がない限り、同じ病気
やけがで複数の医療機関を受診することはできません。

以下の項目にあてはまる場合も、事前にケースワーカーに相談してください。

○通院に交通費がかかる場合

※特別な事情がない限り、お近くの医療機関を受診してください。

○身体障害者手帳等の取得などのために、検査や診断書が必要となったとき。

○医師の指示で、めがね・コルセットなどが必要となったとき。

○はり・きゅう・あん摩・マッサージなどの治療を受ける必要があるとき。

○交通事故や事件で被害を受けたとき。



(※) ジェネリック医薬品の使用が原則

いし い やくひん し ょう げんそく
医師がジェネリック医薬品の使用を認めている場合は、原則としてこれを使ってください。

い やくひん くすり せ いぞう はんぱい と つきよきかんしゅうりょうご しんやく おな ゆうこうせいぶん
(※) ジェネリック医薬品：薬の製造・販売の特許期間終了後、新薬と同じ有効成分で
つく ていかかく こ うはついやくひん
作られた低価格の後発医薬品。

けんこうかんりしょん くみんけんしん けんしん う すす
健康管理支援として、区民健診(がん検診)を受けていただくことをお勧めしています。

10 生活保護費の返還

せいかつ ほ ご ひ へんかん
生活保護の開始以降に、以下の例のような事情で資産を得たときは、後日それまでの間に支給された生活保護費の全部または一部を返還してもらうことがあります。

たと
例えれば

◆保護開始時にお金に換えられなかった財産をお金に換えられたとき。

◆年金をさかのぼって受け取ったとき。

◆入院や事故などの保険金、補償金、示談金などを受け取ったとき。

◆生命保険を解約して、その返戻金を受け取ったとき。

せいかつ ほ ご か い し じ かね か さいさん かね か
生活保護の開始以降に医療を受け、上記のような事情で資産を得たときは、返還にあたり医療費を10割返していただく場合があります。

また、収入があるのに報告しなかった場合や、虚偽の届け出をした場合など、不正な手段で保護費を受け取ったときは、すでに支給した生活保護費を返還しなければなりません。悪質な場合には、返還額の最大40%が加算されたり、刑罰が科されることがあります。

ちくたんとういん
地区担当員(ケースワーカー)

めんせつそうだんいん
面接相談員

年 月 日 制度説明

年 月 日 申請受理

せいかつ ほ ご しんせいご ちようさ と あ ちくたんとういん めい
※生活保護の申請後、調査の問い合わせについては、地区担当員(ケースワーカー)名

じしん なまえ な の と あ ねが
とご自身の名前を名乗ってお問い合わせいただくようお願いします。

さんこう せいかつ ほ ご かんれんほうれい ぱっすい (参考) 生活保護関連法令の抜粋

■日本国憲法第25条第1項

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

■生活保護法第1条～4条

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に

困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、そ

の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による

保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活

水準を維持することができるものでなければならない。

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あ

らゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定め

る扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行ふことを妨げるものではない。